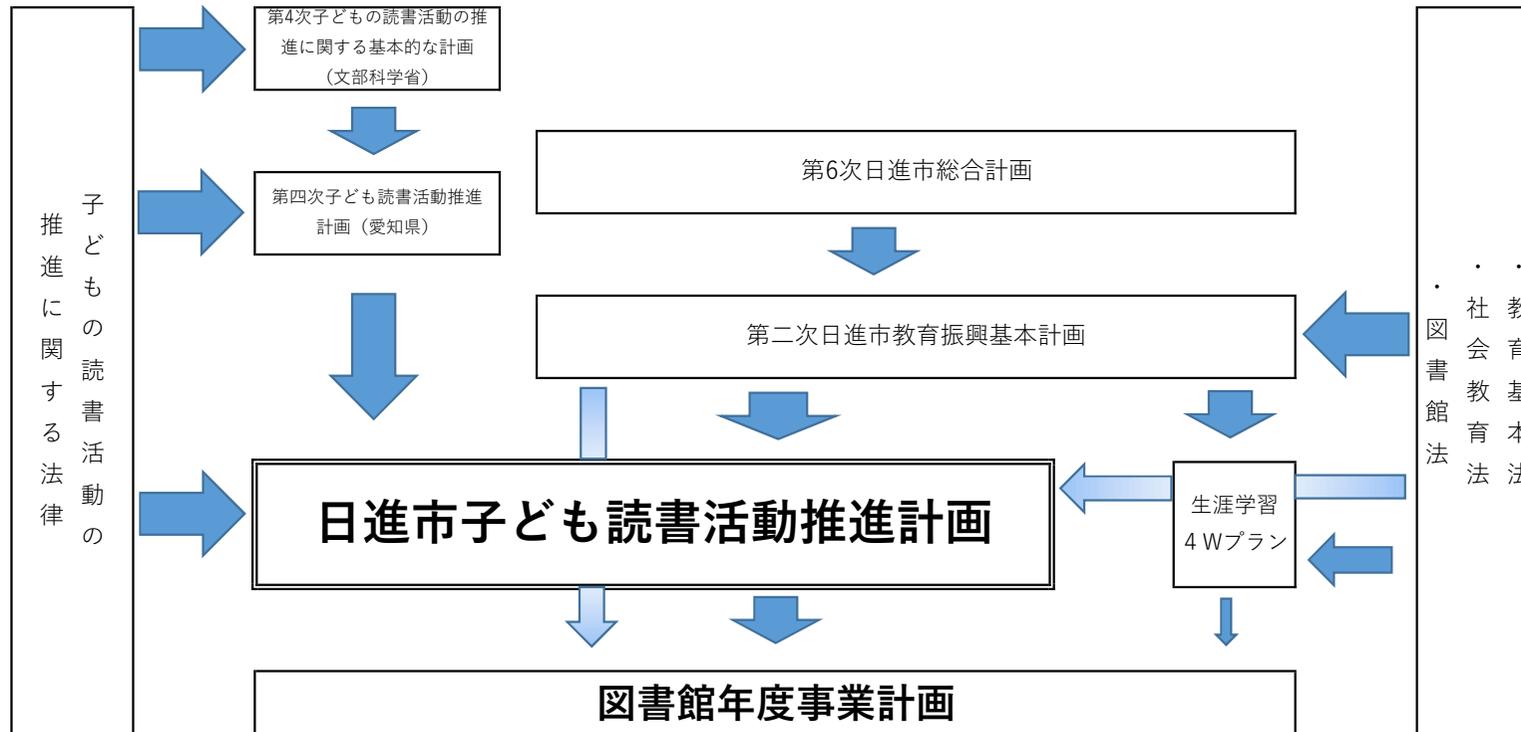


## 図書館年度事業計画および日進市子ども読書活動推進計画の位置付け



**教育基本法**：国の教育や教育制度全体を通じる基本理念と基本原理を明らかにすることを目的として制定されたものです。その後に続く教育関係諸法令制定の根拠となる教育の基本を確立する重要な法律です。

**社会教育法**：社会教育を、ひろく国民の間で行われる自主的な教育、文化、スポーツ活動としてとらえ、その自由の保障と振興のために、国および地方公共団体のなすべき任務を定めた総合的な法律です。

**図書館法**：社会教育を目的として地方公共団体または公益法人等が設置する公共図書館について規定する法律です。

**子どもの読書活動の推進に関する法律**：子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とした法律です。